

『住みやすい地域づくり活動交付金』 『集会施設整備事業補助金』（P20～）の手引き

書類の提出について

提出書類	①令和6年度 実績報告書 ②令和7年度 交付申請書 ③チェックシート ④自治会等総会資料 ⑤令和7年4月分の電気料明細書 ⑥添付資料 ※ 詳細は、この手引きの2ページ下、◇提出書類を参照してください。 ※ 総会資料以外の書類は、こちらで写しを取り、原本又は写しを後日返送します。 写しが不要の場合はファイル左上の“写し不要”にチェックしてください。
提出方法	同封した透明のファイルに、 ① 記入者名 ②日中連絡が取れる電話番号 ③日中連絡が取れる時間帯 を記入し、提出書類をすべてファイルに入れて、下記提出先の窓口職員へお渡しください。 ※ 提出時には、中身の確認は行いません。
提出先	①庄内町役場 A棟3階 企画情報課 まちづくり係 ②立川総合支所 総合支所係 ③清川まちづくりセンター ④立谷沢まちづくりセンター ※ 上記のいずれかへファイルごと提出してください。 ※ 郵送による提出も可能です。（〒999-7781 庄内町余目字町132-1） ※ メールによる提出も可能です。（machizukuri@town.shonai.yamagata.jp） 提出書類はメールに添付いただくか、別途持参・郵送してください。
提出期限	令和7年4月22日（火）～5月12日（月）

※ 提出された書類は、職員が順次確認し、書類不備や確認事項があった場合は、ご連絡をさせていただきます。その際は、お手数ですが再提出等の対応をお願いいたします。提出書類がすべて揃った時点で申請受理となります。

事前相談について

相談期間	令和7年4月4日（金）～4月18日（金） 9：00 ～ 17：00 ※ 土日を除く。
相談場所	庄内町役場 A棟3階 企画情報課
出張相談会 (マルチタスク車両)	清川まちづくりセンター 令和7年4月9日（水）13：30～16：30 立谷沢まちづくりセンター 令和7年4月11日（金）13：30～16：30



- ・窓口の混雑防止のため、事前に電話予約をお願いします。
- ・役員等の交代により、今年初めて申請される方は、提出前のご相談をお勧めします。

お問合せ	企画情報課 まちづくり係 (役場A棟3階)	TEL 42-0162 / FAX 42-0893 E-mail: machizukuri@town.shonai.yamagata.jp
------	--------------------------	--

◇ 目 次

《住みやすい地域づくり活動交付金》

◇ 書類提出について、事前相談について.....	表紙
◇ 制度の特徴	P1
◇ 自治会等の責務(行政との信頼関係)	P1
◇ 年間スケジュール	P2
◇ 提出書類	P2
◇ 留意事項	P3
◇ Q&A	P4
◇ 交付対象事業	P5～13
◆ 自治会等行事支援事業	P5～6
◆ 敬老行事支援事業	P7
◆ 安全安心活動支援事業	P7
◆ 環境保全活動支援事業	P8
◆ 街路灯・防犯灯電気料補助事業	P8～P9
◆ 集会施設雪下ろし事業	P9
◆ 街路灯・防犯灯整備事業	P10
◆ 防災備品整備事業	P11
◆ ごみステーション等整備事業	P12
◆ 自治会等遊園地等整備事業	P12
◆ 掲示板整備事業	P12
◆ バス待合室整備事業	P13
◆ 自治会等史編さん事業	P13
◆ 民俗芸能備品整備事業	P13
◇ 実績報告書の記入例	P14
◇ 交付申請書の記入例	P15
◇ 自治会等の総会資料「予算書」「決算書」への表記例	P16
◇ 汎用「予算書」「決算書」への表記例	P17
◇ 変更承認申請書の記入例	P18

《集会施設整備事業補助金》

◇ 補助金の内容	P20
◇ 交付までの流れ	P20
◇ Q&A(集会施設整備事業補助金)	P21～22

《住みやすい地域づくり活動交付金》

◇ 制度の特徴

住みやすい地域づくり活動交付金とは…

新しい地方自治の確立に向け国や地方の役割が見直されるなか、自治会等における地域づくりにおいても、その個性と独創性を活かしながら、住民自らが参加し創造し、責任をもって行動するという住民自治の本旨に立ち、行政との協働体制を築いていくことが求められています。

そのために、町が自治会等へ「住みやすい地域づくり活動交付金」を交付し、町民のみなさんによる主体的なまちづくり活動や行政との協働の取組を推進するものです。

令和6年度は、全ての自治会等(115地区)から申請があり、26,731,300円を交付しました。

交付金の特徴は…

- (1) 事業開始前に **全額** を交付
- (2) 事業の精算(過不足)は **翌年度** の交付金で調整
- (3) 事務手続きは基本的に **年2回** (要望、申請と報告)

◇ 自治会等の責務

- (1) 交付金は、適正で透明な執行が図られるよう自治会等の会計に繰り入れてください。
- (2) 交付金の交付申請及び実績報告の際には、総会資料を添付してください。
- (3) 総会資料の予算書及び決算書の収入欄には、交付金名と金額を明示してください。P16の表記例を参考に、備考欄に交付金の対象支出である旨と対象経費を明示してください。総会資料によることが出来ない場合は、別途説明資料を添付してください。)
- (4) 事業を行ったことが証明できる書類、帳簿、写真等は 5年間保管してください。
- (5) この交付金で設置及び修繕した備品等については、備品台帳等を設置し適正に保管・管理してください。また、耐用年数が過ぎた備品等の処分(廃棄・売却・移転・委譲等含む)は連絡の必要がありませんので、自治会等で定めた備品規程等に応じて処分してください。

◇ 年間スケジュール

時 期	事 務 内 容	担 当
3 月下旬	手続き等の案内、書類を発送します。	庄内町
4 月 22 日から 5 月 12 日まで	「令和 6 年度分の実績報告書」と 「令和 7 年度分の交付申請書」を <u>提出していただきます。</u> ※ 提出期限:5 月 12 日(月)	自治会等
5 月下旬	「交付決定通知書」を送付します。	庄内町
6 月 30 日まで	「交付金の全額」を指定口座へ振込します。(前年度の実績額の精算(過不足)を新年度の交付金で調整し交付します。)	庄内町
10 月上旬	「令和 8 年度分の要望調査書」を発送します。	庄内町
11 月上旬	「令和 8 年度分の要望調査書」を <u>提出していただきます。</u>	自治会等

※ 年度途中で事業の変更が生じた場合(緊急を要するものなど、申請していなかった事業を行いたい場合)は、必ず、事業実施前に電話連絡をお願いします。その後、「変更承認申請書」を提出いただき、変更交付決定後に交付金を追加交付します。

◇ 提出書類

実績報告と交付申請に必要な書類は次のとおりです。

① 実績報告書	令和6年度住みやすい地域づくり活動交付金 実績報告書 (様式第3号)
② 交付申請書	令和7年度住みやすい地域づくり活動交付金 交付申請書 (様式第1号)
③ 総会資料	自治会等の 総会資料 Ⅰ 部 (予算書と決算書を含む) ※ 総会資料によることが出来ない場合は、別途説明資料を添付してください。
④ 令和7年4月分の電気料金請求内訳書・送付票の写し	街路灯・防犯灯の 令和7年4月分の電気料金請求内訳書と送付票の写し ※ 東北電力では、余目地域、立川地域ともに4/19頃に発送する予定とのことです。
⑤ 添付書類	<u>事業ごとに必要な添付書類</u> ※ 交付対象事業 P5～13 の添付書類欄をご覧ください。
⑥ チェックシート	チェックシート は、提出書類の確認用として自治会等と受付職員が使用します。

◇ 留意事項

共通事項

(1) 申請者印・訂正印

申請者の押印は不要です。提出書類を修正する必要がある場合は、再提出または修正箇所に取り消し線を引き、訂正印を押し、その上に正しくご記入ください。

(2) 端数処理

事業ごとの実績額（交付申請額）は1円単位で計算してください。全事業の合計を1円単位で記入したあと、100 円未満を切り捨てた金額をご記入ください。（P14、15 の記入例を参考にしてください。）

(3) 領収書

日付、品名、金額、事業者名、事業者印がはっきり記載されたものを提出ください。
（日付、品名、金額、事業者名、事業者印のないものは原則として無効です。）

実績報告

(1) 実績報告書（様式第3号）

「実績額」には、実際に掛かった事業費から計算した金額を記入してください。（P14 の記入例を参考にしてください。）

「交付決定額」には、昨年6月に送付しました交付決定通知書の「交付決定額」をあらかじめ記載しておりますのでご確認ください。（変更決定があった場合は変更後の額となっています。）

(2) 交付金額の変わらない事業

【敬老行事支援事業】 【環境保全活動支援事業】 【街路灯・防犯灯電気料補助事業】

これらの事業の交付金額は、昨年4月1日の対象人数や世帯数又は昨年4月分の電気料金をもとに金額が確定しておりますので、「実績額」は「交付決定額」と同じになります。（年度途中で人数等に変動があっても、交付金額は変わりません。）

交付申請

(1) 申請事業

この交付金については、昨年11月の要望調査をもとに町が予算計上をしておりますので、調査の際に要望のあった事業が優先となります。（要望のなかった事業・増額については、採択できない場合があります。）

(2) 街路灯・防犯灯の基数

街路灯・防犯灯電気料補助事業の算定対象は、自治会等が4月1日現在で管理しており、電気料金請求内訳書（電力会社で発行）に記載されている街路灯・防犯灯のみです。現状と違っている自治会等がありましたらご確認をお願いします。

【防犯灯の担当窓口】 環境防災課危機管理係 TEL43-0246

変更承認申請

交付決定を受けた後に、事業に大きな変更や緊急を要する新たな事業の実施などで追加して交付金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ電話連絡をお願いします。その後、変更承認申請書をご提出ください。（P18の記入例をご参考ください。）

◇ Q&A

■ 申請・実績報告について

Q	受付開始日（4/22）前に申請できるか？	A	4 月分の電気料金明細書が届くのが 4/22 以降になりますので、開始日以降に申請してください。
Q	申請者の押印は必要か？	A	申請者の押印は不要です。
Q	訂正印は必要か？	A	提出書類を修正する際は、訂正印が必要です。
Q	交付申請書・実績報告書の写しはもらえるか？	A	写しを差しあげております。
Q	様式をデータでもらえるか？	A	庄内町役場ホームページにデータを掲載予定ですので、ダウンロードしてご使用ください。

■ その他共通事項について

Q	消えるボールペンは、なぜ使用できないのか？	A	当交付金関係書類は、町で 10 年間保存しています。消えるペンでは、保存ができないためです。
Q	交付申請額に小数点以下の端数が生じたときは？	A	事業ごとの交付申請額に小数点以下の額があるときは、これを切り捨て、1 円単位とします。
Q	総会資料は、何部提出するのか？ なぜ、総会資料が必要なのか？	A	総会資料は、1 部提出してください。 町でもこの事業に際し、国の財政支援を受けており、申請及び報告の際、自治会等の予算・決算を明らかにする書類が必要となります。 また、交付金が、自治会等の予算に繰り入れられ、適正に執行されていることを確認するためです。
Q	総会資料を作成していない場合はどうすればいいか？	A	別途説明資料を添付してください。また、町で用意している様式をご利用いただいても結構です。
Q	当初申請しなかったものを、途中で追加できるか？	A	緊急を要するもの等については、変更承認申請書を提出いただき追加することができますが、昨年 11 月の要望調査で提出いただいたものが優先されますので、事前にご相談ください。
Q	修繕工事等を申請前にしてしまった場合は、対象になるのか？	A	<u>事前着工は対象になりません。着工前に必ず企画情報課まちづくり係にご相談の上、申請してください。</u> また、 <u>当初申請分も決定通知が届いてから発注等してください。</u> （緊急の場合は個別に相談ください。）
Q	業者は町外でも対象になるのか？	A	対象となりますが、できるだけ町内業者を利用してください。
Q	振込先の変更はどうするのか？	A	5/12 まで新しい振込先の通帳の写し（表紙及び表紙を開いたところ）をご持参ください。
Q	交付金の振り込みはいつになるか？	A	交付金の支払は、6 月末までを予定しています。

◇ 交付対象事業

◆ 自治会等行事支援事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
自治会等行事	自治会等が自主的に企画し実施する地域づくりに関する事業 ※ 令和 6 年度以降、「行事継続のために恒常的に発生する固定費」は対象外となります。	☐ イ 4 月 1 日現在の世帯数×1,000 円 ＋ 人数×200 円 (上限 3 万円)	総会資料等事業の実施を確認できるもの ※領収書等の写しは不要となります。	※決算書への表記が必要です。(P16 参照)
		☐ ロ 事業費の 2 分の 1 以内 (上限 3 万円)	募集・案内文書等、領収書又はレシート(写) ※商品名等明細必要。	

※ 世帯数及び人数は、4 月 8 日以降にお知らせします。

- ◇ ☐ イ を選んだ場合、総会資料の事業報告書により、実施が確認できれば領収書等は不要です。
- ◇ ☐ イ の計算で 3 万円にならない場合でも、対象経費で 6 万円以上支出する場合は、☐ ロ で申請すると 3 万円(上限)が交付されます。

Q&A

Q	対象になる事業は？ ※ ☐ イ・ ☐ ロ 共通	A	夏まつり、芋煮会、運動会、グラウンドゴルフ大会等の自治会等の全住民が参加の対象となる、交流を目的とする事業が対象となります。 ※物品等の配布のみは対象外です。
Q	☐ ロ の場合、対象になる経費は？	A	上記対象事業に係る材料代、飲食代(オードブル、弁当代、ジュース代等。ただし、飲酒代は除く。※P6 参照)、景品代、機器レンタル代、講師謝礼など
Q	☐ ロ の場合、対象にならない経費は？	A	× 飲酒代 × 視察及び研修を目的としない旅行費用 × 宗教又は政治活動に係る経費 (例: 玉串料、厄払い、御守り、伊勢講など) × 廃品回収や側溝掃除等、「環境保全活動支援事業」の対象となる事業や他の項目で交付金の対象となっている経費
Q	予定していた行事が何もできなかった場合は？	A	行事ができなかった場合は、翌年度の交付金で調整させていただきます。【交付金(実績額)=0円】 令和 3～5 年度に限り、行事継続のために恒常的に発生する固定費も対象としていましたが、令和 6 年度以降は対象外となります。 ※会議に要する費用や負担金は対象外です。

◇ 会費やチケット売上、酒代がある場合の計算方法について

【例】

収入	
前売り券	30,000 円
当日売上	5,000 円
A 収入計	35,000 円

支出	
材料代	45,000 円 (B 対象経費)
<u>お酒代</u>	<u>30,000 円 (対象外)</u>
支出計	75,000 円

- ① (A 収入計 35,000 円) - (お酒代 30,000 円) = C 飲酒分を超えた収入 5,000 円
- ② (B 対象経費 45,000 円) - (C 飲酒分を超えた収入 5,000 円) = 対象経費 40,000 円
- ③ 対象経費 40,000 円の 1/2 = 20,000 円が交付金の額となります。

◇ 領収書の例

レシート

××スーパー

領 収 証

20**年*月*日(*) **時**分

ウーロン茶	¥***
りんごジュース	¥***
ぶどうジュース	¥***
合 計	¥*,***
お預り	¥*,***
お釣り	¥***

内訳がある領収書

領収書

〇〇自治会 様

令和**年*月*日

里芋	***	油揚げ	***
豚肉	***	コンニャク	***
味噌	***	ニンジン	***
ねぎ	***	割り箸	***
合 計	*,***		

〇〇商店 印

領収印が
あるもの

内訳のない領収書

領収書

¥ *,***

品代として

令和**年*月*日

〇〇商店 印

支出内訳が明確でない領収書だけでは対象になりません。
明細がわかる納品書等を添付してください。

納品書や見積
書など、内訳
を添付

〇〇商店納品書

¥	*,***	
おにぎり	20 個	*,***
緑茶	10 本	***
漬物	3 パック	***

◆ 敬老行事支援事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
自治会等行事	自治会等が実施する敬老行事	4月1日現在、当該自治会等に居住する数え75歳以上の人数に1,500円を乗じて得た額とする。	総会資料等、事業の実施及び支出を確認できるもの	
※ 令和2～6年度に限り、コロナ禍及び災害対応として「祝い品や折詰の配布」も対象としていました。 令和7年度は、祝い品等の配布のみの場合は、交付金の対象外となります。 令和8年度の実績報告時に、総会資料により敬老会の実施を確認させていただきます。				

※ 数え年75歳(昭和26年12月31日までに生まれた方)が対象です。

※ 人数等は、4月8日以降にお知らせします。

Q&A

Q	自治会等では70歳以上を敬老会の対象にしているが、対象になるか？	A	町の交付金の対象は、数え75歳以上です。
Q	対象者の名簿をもらいたい。	A	令和3年度から名簿の提供は廃止になりました。ただし、住民基本台帳の閲覧申請により、対象者を確認することができます。(データ抽出日と閲覧日のいずれか遅い日の3開庁日前までに申請が必要です。) ※ 詳しくは、税務町民課町民係 TEL:42-0133 または、立川総合支所総合支所係 TEL:56-2212 へお問合せください。
Q	敬老行事を開催せず、祝い品を配布したいが良いか？	A	令和7年度は、祝い品等の配布のみの場合は、交付金の対象外となります。敬老行事支援事業を申請する場合は、敬老会を開催していただくようお願いします。

◆ 安全安心活動支援事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
自治会等行事	自治会等(自治会等で組織する自主防災組織を含む。)が実施する防犯、防火、防災、救急救命、交通安全等に関する事業	事業費の2分の1以内、1万円を限度とする。	募集・案内文書等、領収書又はレシート(写) ※商品名等明細必要	

Q&A

Q	対象になるものの具体例は？	A	➤ 自治会等の全住民が参加の対象となる、交通安全講習、防災訓練(当日のみ。事前準備は含まない。)にかかる茶菓代・弁当代・講師謝礼等の経費 ※物品等の配布のみの場合は対象外です。 ➤ ハザードマップ作成にかかる経費
Q	対象にならないものの具体例は？	A	➤ 個人宅の間口除雪や屋根の雪下ろし等 ➤ 消防団が、危険箇所を点検したり、消防用ホース格納箱を設置した場合の謝礼金 ➤ 自治会等が支出している消防団活動費

◆ 環境保全活動支援事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
維持管理	ごみステーション等の管理、側溝清掃、空き缶拾い等の環境保全に関する事業	基本額1万円に、4月1日現在の世帯数に120円を乗じて得た額を加算した額とする。	総会資料等事業の実施を確認できるもの	

※ 世帯数は、4月8日以降にお知らせします。

Q&A

Q	どのような内容が対象になるか？	A	クリーンデー、ごみステーションの清掃、アメシロ消毒、空き缶拾い、側溝掃除などです。
Q	見積書や領収書は必要か？	A	必要ありません。総会資料等で実施を確認します。

◆ 街路灯・防犯灯電気料補助事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
維持管理	自治会等が4月1日現在で管理している街路灯及び防犯灯の電気料金	4月分の電気料金に12月を乗じて得た額の10分の6以内の額とする。 ※ただし、町全体の1世帯当たり平均負担額の1.5倍を超える自治会等の場合は、当該超過分を上乗せした額とする。		街路灯・防犯灯の4月分の電気料金請求内訳書(写)(電力会社で発行) ※検針票及び通帳写しは不可

Q&A

Q	4月分の電気料が3,500円だった。交付金はいくらになるか？	A	交付金は、3,500円×12月×6/10=25,200円になります。
Q	対象にならない電気料金はあるか？	A	公民館駐車場の照明など(施設用照明)は、対象になりません。契約種別が街路灯Aとなっているものが対象です。
Q	電気料金の明細書のどの部分を見るのか？	A	①灯数 ②設置場所 ③街路灯A ④単価などを確認します。

4月分の電気料金請求内訳書送付票(電気料金請求内訳書)の例

電 気 料 金 請 求 内 訳 書 送 付 票									
ご 指 定 の 金 融 機 関	預金 種別	口 番	座 号	年 月 分	合 計 件 数	合 計 金 額	振 替 月 日		
*****	****	*****	*****	4	7 件	2,065 円	4/27		
※お客さまの個人情報保護のため、ご契約口座を非表示としております。									
調定 お客さま番号(代表) KIC 回数営業所 町丁目字街区住居 枝 副 CD 1153117 90009				毎度ありがとうございます。 電気料金請求内訳書を送付いたしますので ご査収下さい。 4月21日作成					
本状にご不明な点がございましたら、上記のお客さま番号をお申し添えのうえ、表記のお問合せ先までご連絡願います。									
令和7年4月分のものをお持ちください。									

電気料金請求内訳書（公衆街路灯定額）															002053		1	
会計 様															531		1002053	
令和 7 年 4月分																		
調定 回数	お 客 さ ま 番 号					K C D	契約 種別	契約 容量	口数	基 本 料 金		電 力 量 料 金		金 額	再 掲 (円)			
	営業所	市町村	字	街区住	居枝番					電 灯 (W別)	小型機器 (VA別)	消費税等相当額	燃料費調整額		再エネ発電賦課金			
1153117					90009		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90006		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90005		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90000		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90009		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90006		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								
1153117					90005		街路灯A	1	1	10204060100	501001k	295	21	28	11			
ご契約名義										様 使用場所								

◆ 集会施設雪下ろし事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
維持管理	立谷沢地区及び清川地区の自治会等が管理する集会施設の雪下ろし(雪下ろし後の除排雪を含む。)に関する事業	事業費の2分の1以内、5万円を限度とする。	・領収書(写) ・写真(雪下ろし前と雪下ろし後)	

※ 立谷沢地区(瀬場、大中島、新田、工藤沢、科沢、木ノ沢、中村、鉢子、大平、松野木、肝煎)及び清川地区(興屋、中島、生繰沢、片倉、上荒宿、南町、荒宿、川端、本町、裏町、新屋敷、新町、駅前、幸町)が対象です。

Q&A

Q	除排雪は対象になるか？	A	除排雪のみ行った場合は対象になりません。雪下ろしとあわせて実施した場合は対象になります。
Q	業者に頼まず、自治会住民が自分たちで実施する場合は対象になるか？	A	対象になりません。
Q	申請したが、積雪状況等により雪下ろしを実施しなかった場合は？	A	実施しなかった場合は、翌年度の交付金で調整させていただきます。【交付金(実績額)＝0円】

◆ 街路灯・防犯灯整備事業

区分	事業の名称及び内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	自治会等が管理する街路灯又は防犯灯を新設、灯具交換(LED化)、修繕又は撤去する事業（修繕又は撤去は、事業費が <u>1基につき1回2万円以上</u> の場合に限る。ただし、災害等の同一の原因による修繕又は撤去は、事業費の合計が1回2万円以上の場合を含む。）	事業費の10分の8以内の額とする。	・領収書(写) ・写真(同じ位置から撮影した施工前と施工後) ・位置図	・見積書(写) ・位置図(申請時に場所が未定の場合は、報告時に添付)

Q&A

Q	交換する場所が決まっていない場合、位置図は、申請時に必要か？	A	位置図は、実績報告時にご提出いただいてもかまいません。
Q	防犯灯1基の灯具交換が、13,000円だった。対象になるか？	A	<u>灯具交換は、修繕になりますので、1基につき2万円以上の場合のみ対象になります。</u> <u>ただし、蛍光灯からLED灯への灯具交換は、金額に関わらず対象になります。</u>
Q	年度途中で破損や点灯不良により修繕が必要となった。対象になるのか？	A	緊急を要するものは、変更申請ができますので、事前に必ず担当へご相談ください。 <u>事前着工は対象になりませんので、ご留意願います。</u>

LED照明のメリット

- 長寿命・省電力 …… 寿命は蛍光灯の約4倍。低い消費電力で従来の照明と同水準の明るさ。
→電力会社との契約を変更することで電気代が安くなります。
- 環境にいい …… CO2排出量が少なく、水銀を使用していないため、環境にやさしい。
- 衝撃に強い …… ガラスが使用されていないため、振動や衝撃に強く、落下によるガラスや水銀の飛散もないので、地震災害時でも安全。

◆ 防災備品整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	防災資機材等を購入する事業（ <u>購入費の合計が2万円以上の場合に限る。</u> ） ※送料は対象外 ※備品台帳の設置等適正な管理が必要です。	自治会等（自治会等で組織する自主防災組織を含む。）が管理するものについては購入費の2分の1以内、自治会等の住民（自治会等で組織する自主防災組織の構成員を含む。）に配布し管理するものについては購入費の3分の1以内、1会計年度につき10万円を限度とする。	・領収書(写) ・防災資機材等の写真	・見積書等 (写)

Q&A

Q	公民館に消火器を設置したいが、対象となるか？	A	屋外用消火器として、格納箱とセットで購入する場合は、対象になります。※屋内用消火器は対象となりません。
Q	各世帯に配布する家庭用消火器は対象となるか？	A	対象になりません。
Q	修理費は対象となるか？	A	対象になりません。
Q	火災警報器の設置は対象となるか？	A	火災警報器の購入代金、設置に要する経費等は、対象になりません。
Q	備品を処分したいがどうしたらよいのか？	A	耐用年数が過ぎた備品については連絡不要です。自治会等で定めた備品規程等に応じて処分してください。

対象となる防災資機材等（点検・訓練として他事業での使用も可能です。）

区分	品名
情報連絡用具	ハンドマイク、ラジオ
消火用具	屋外用消火器(格納箱とセット、更新も含む)
救出用具	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、掛矢、ジャッキ、鉄線カッター、ヘルメット、一輪車、リヤカー
救護用具	担架、災害用救急セット、体温計
避難用具	強カライト、標旗、腕章、防水シート、発電機、投光機、非常用持出袋、非常用ロウソク
給食給水用具	保存食セット、災害用カセットコンロ、浄水器、飲料水用ポリタンク
防災用具	備蓄用パック毛布、家具転倒防止器具、組立式簡易トイレ
その他	防災用テント、パーテーション、簡易ベッド、資機材収納庫、暖房器具(停電時使用できるもの)

※ 対象にならないもの

電池や燃料などの消耗品、屋内用消火器、住宅用火災警報器、AED、町指定避難場所の案内看板設置

◆ ごみステーション等整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	ごみステーション又はリサイクルステーションを新設又は修繕する事業	1箇所につき事業費の2分の1以内、7万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真	・見積書(写) ・位置図 ・新設の場合、設計図(写) ・新設場所が公共用地の場合は使用許可書等(写)

※ 新たに整備する場合は、事前に環境防災課環境衛生係(電話:43-0248)までご相談ください。

Q&A

Q	業者に頼まず、自治会住民が自分たちで材料をそろえ、修繕する場合は対象になるか？	A	材料費のみ対象になります。人件費は対象になりません。
---	---	---	----------------------------

◆ 自治会等遊園地整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	遊具の新設、交換、修繕、撤去(撤去後も引き続き自治会等遊園地として使用する場合に限る。)その他自治会等遊園地を整備する事業	事業費の2分の1以内、15万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真	・見積書(写) ・位置図 ・新設の場合、設計図(写)

Q&A

Q	遊具の撤去は対象になるか？	A	対象になります。ただし、撤去後も引き続きその場所を自治会等遊園地として利用する場合に限ります。
Q	遊具の点検は対象になるか？	A	遊具の点検等、定期的に発生する維持管理に係る経費は対象になりません。
Q	遊園地の樹木伐採や草刈りは対象になるか？	A	遊園地の環境整備に係る経費は対象になりません。

◆ 掲示板整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	掲示板を新設又は修繕する事業	1箇所につき事業費の2分の1以内、5万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真	・見積書(写) ・位置図 ・新設の場合、設計図(写) ・新設場所が公共用地の場合は使用許可書等(写)

◆ バス待合室整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
施設設備整備	通学通園バス、町営バス又はデマンドタクシーの待合室を新設又は修繕する事業(ベンチのみの設置又は修繕を含む。)	1箇所につき事業費の2分の1以内、30万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真	・見積書(写) ・位置図 ・新設の場合、設計図(写) ・新設場所が公共用地の場合は使用許可書等(写)

※ 道路敷地等に設置する場合は、警察署等との事前協議が必要になります。

Q&A

Q	バス待合用にベンチを購入した場合、対象になるか？	A	対象になります。
Q	町で建てたバス待合室を修繕したいが、対象になるか？	A	町で設置しているバス待合室の修繕は、対象になりません。企画情報課まちづくり係にご相談ください。
Q	事業所等にあるバス待合室を修繕したいが、対象となるか？	A	対象になります。ただし、自治会等に対しての交付となるため、当該事業所等と調整のうえ、自治会等が申請手続きを行ってください。

◆ 自治会等史編さん事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
歴史民俗	自治会等史を編さんする事業	印刷製本費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成品の写真	・見積書等(写) ・配布内訳

※ 完成した自治会等史は、13 部寄贈をお願いしています。まちづくり係へお持ちください。(内訳は、国立国会図書館*2、県立図書館*2、町立図書館*3、分館*1、まちづくりセンター*1、町議会*1、町総務課*1、町社会教育課*1、町企画情報課*1 です。)

◆ 民俗芸能備品整備事業

区分	事業の内容	交付金の額等	実績報告書の添付書類	交付申請書の添付書類
歴史民俗	自治会等(自治会等で組織する民俗芸能保存伝承団体等を含む。)が実施する民俗芸能に係る衣装、備品等を整備する事業	事業費の2分の1以内、100万円を限度とする。	・領収書(写) ・完成写真	・見積書等(写) ・修繕の場合、修繕前の写真 ・新規の場合、カタログ(写)等

※ 宗教(神事)に係る経費、衣装のクリーニング等の経常的な活動経費は、対象になりません。(衣装、備品等の購入、修繕費等が対象)また、“〇〇神社”“〇〇寺”等、宗教と関係あることが記載されるものも対象外です。(政教分離原則)

Q&A

Q	3 つの自治会等が合同で購入する場合は、対象になるか？	A	事業費が重複しないように、自治会ごとに申請していただければ対象になります。(合算の収支が必要です。)
---	-----------------------------	---	--

◇ 実績報告書の記入例

令和7年〇月〇日(提出日)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

自治会等名 〇〇〇〇

代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

住みやすい地域づくり活動交付金実績報告書

押印は不要です。

……住みやすい地域づくり活動交付金について、…その実績について関係書類等を添えて報告します。

実績額(100円未満切捨て) **166,800 円①**
 交付決定額(100円未満切捨て) **175,800 円②**
 翌年度調整額 **△9,000 円(① - ②) = A**

令和6年度の決定通知書の額になります。

区分及び事業名	実施内容	率	実績額	交付決定額
自治会等行事				
(1) 自治会等行事支援事業	事業内容 夏祭、芋煮会	 (イ又はロのいずれか多い額。3万円限度)		
	イ 当初申請内容のとおり			
	事業費 42,000 円	1/2	21,000 円	30,000 円
(2) 敬老行事支援事業	事業内容 敬老会		18,000 円	18,000 円
(3) 安全安心活動支援事業	事業内容 訂正印をお願いします。	1/2	0 円	0 円
	事業費 円		17,200 円	
維持管理				
(1) 環境保全活動支援事業	事業内容 8/1 クリーンデー		17,200 円	17,200 円
(2) 街路灯・防犯灯電気料補助事業	当初交付申請のとおり	6/10	28,080 円	28,080 円
(3) 集会施設雪下ろし事業	事業内容	1/2	0 円	0 円
	事業費 円			
施設設備整備				
(1) 街路灯・防犯灯整備事業	事業内容 防犯灯 LED 灯具交換	8/10	44,800 円	44,800 円
	計 2 基 事業費 56,000 円			
(2) 防災備品整備事業	事業内容 ヘルメット @1,600×12、 救急箱セット @12,000×3、 担架 @20,350×1	1/2 (1/3)	37,775 円	37,775 円
	購入費 75,550 円			
}				
合 計			166,855 円	175,855 円

実績額及び交付決定額 (100 円未満切捨て)	①” 166,800 円	②” 175,800 円
-------------------------	-----------------	-----------------

◇ 交付申請書の記入例

令和7年〇月〇日(提出日)

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 自治会等名 〇〇〇〇
 代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

住みやすい地域づくり活動交付金交付申請書

押印は不要です。

令和7年度において住みやすい地域づくり活動交付金を次のとおり交付されるよう、・・・申請します。

交付申請額(100円未満切捨て) **212,800 円①**
 前年度調整額(100円未満切捨て) **△9,000 円A**
 差 引 額 **203,800 円①+A**

小数点以下は、切捨てし、1円単位で記入してください。

区分及び事業名	申 請 内 容	率	申請額
自治会等行事			
(1) 自治会等行事支援事業	事業内容 夏祭、芋煮会		(イ又はロのいずれが多い額。3万円限度)
	① 4月1日現在(1,000 円×60 世帯) + (200 円×192 人) = 98,400 円		
	ロ 事業費 円	1/2	30,000 円
(2) 敬老行事支援事業	4月1日現在の 75 歳以上人数 15 人×1,500 = 22,500 円		22,500 円
(3) 安全安心活動支援事業	事業内容 事業費 円	1/2	円
維持管理			
(1) 環境保全活動支援事業	事業内容 (基本額 10,000 円) + 4月1日現在(120 円 × 60 世帯) = 17,200 円		17,200 円
(2) 街路灯・防犯灯電気料補助事業	計 32 基 4 月分電気料金 6,720 円×12 月 = 80,640 円	6/10	48,384 円
(3) 集会施設雪下ろし事業	事業内容 公民館雪下ろし 事業費 100,000 円	1/2	50,000 円
施設設備整備			
(1) 街路灯・防犯灯整備事業	事業内容 街路灯 LED 灯具交換 @28,000×2基 計2基 事業費 56,000 円	8/10	44,800 円
}			
合 計			212,884 円
交付申請額 (100 円未満切捨て)			① 212,800 円

「イ」で申請
する場合、
「ロ」の記載
は不要です。

自治会等の総会資料「予算書」「決算書」への表記例

「特別会計」等の場合も同様です。

令和〇年度 予算(決算)書

収入の部

(単位：円)

科 目	本年度	前年度	比 較	摘 要
1 会 費				
2 交付金 補助金				住みやすい地域づくり活動交付金 203,800 円 (交付額 212,800 円＋前年度調整額△9,000 円)
...				
合 計				

「交付金の対象事業」である旨を
明記してください。

「住みやすい地域づくり活動交付金」の
名称と「金額」を明記してください。

支出の部

科 目	本年度	前年度	比 較	摘 要
1 会議費				
2 事業費				①運動会【交付金事業】 ②子供会事業費補助 ③老人クラブ事業費補助 ④夏祭り【交付金事業】 ⑤グラウンドゴルフ大会【交付金事業】 ⑥...
3 営繕費				①公民館屋根補修 ②防犯灯 LED 灯具交換【交付金事業】 ③ごみステーション床張替【交付金事業】 ④...
4 電気料				①公民館電気料 ②街路灯・防犯灯電気料【交付金事業】
5 敬老会				【交付金事業】
...				
合 計				

以上、収入の部・支出の部の差引き残金無し。

◇ 汎用「予算書」「決算書」への表記例

※ こちらで用意している様式です。総会資料に内訳を記載することができない場合等にご活用ください。

令和○年度 ○○町内会 予算書

〈収入の部〉

項 目	金 額	内 容
交付金及び補助金	100,000	庄内町住みやすい地域づくり活動交付金
町内会会計より	55,000	
...		
合 計	155,000	

〈支出の部〉

項 目	金 額	内 容
自治会等 行事	行事名 夏祭り	夏祭り飲食代 他 【交付金事業】
	敬老会	10月○日開催予定 【交付金事業】
維持管理	環境保全活動	クリーンデー、側溝掃除 【交付金事業】
	防犯灯電気料	【交付金事業】
...		
合 計	155,000	

収支差引残高 0 円

交付申請書の「申請内容」部分の
金額を記入してください。

令和○年度 ○○町内会 決算書

〈収入の部〉

項 目	金 額	内 容
交付金及び補助金	100,000	庄内町住みやすい地域づくり活動交付金
町内会会計より	63,500	
...		
合 計	163,500	

〈支出の部〉

項 目	金 額	内 容
部落行事	行事名 夏祭り	夏祭り飲食代 他 【交付金事業】
	敬老会	10/○開催 【交付金事業】
維持管理	環境保全活動	7/×クリーンデー、側溝掃除 【交付金事業】
	防犯灯電気料	【交付金事業】
...		
合 計	163,500	

収支差引残高 0 円

実際支出した金額を
記入してください。

※こちらは年度途中で事業の変更が生じた場合、ご提出いただくものです。

◇変更承認申請書の記入例

令和〇年〇月〇日（提出日）

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

自治会等名 〇〇〇〇

代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

住みやすい地域づくり活動交付金**変更**承認申請書

押印は不要です。

令和 年 月 日付け…について、下記のとおり変更したいので、…申請します。

記

1 変更する事業の名称並びに変更の理由及び内容

変更する事業の名称	街路灯・防犯灯整備事業	
変更の理由	交差点の防犯灯が老朽化により点灯不良状況にあり、事故防止のため、LED灯具交換を1基追加する。	
変更の内容	変更前	変更後
	事業内容 LED灯具交換 @28,000×2基 対象経費 ① 56,000 円	事業内容 LED灯具交換 @28,000×3基 対象経費 ② 84,000 円

例)

当初申請 2 基 対象経費 56,000 円

追加分 1 基 対象経費 28,000 円

計 3 基 84,000 円

と変更する場合

2 交付決定額及び変更後の交付申請額

区 分	変更前の交付決定額	変更後の交付申請額	差 引 額
	①×率	②×率	
変更する事業	44,800 円	67,200 円	22,400 円
事業の合計	212,884 円	235,284 円	22,400 円
全事業の合計 (100円未満切捨て)	212,800 円	235,200 円	22,400 円

決定通知書の
額になります。

次のページから

『集会施設整備事業補助金』の手引き

になります。

《集会施設整備事業補助金》

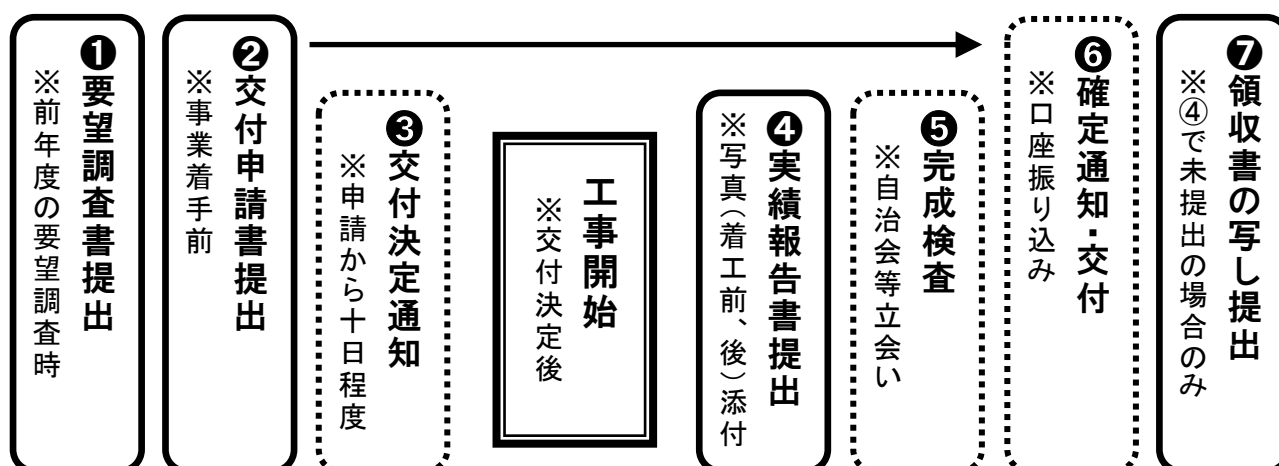
◇ 補助金の内容

補助対象事業	補助金の額
(1) 集会施設 新築 事業（付帯施設のみの整備は除く。）	工事費を対象に、 430 万円 を限度とする。
(2) 集会施設 改修 事業 集会施設を改修し、若しくは増築し、又は付帯施設のみを整備する事業で、次のいずれかに該当するもの イ 工事費が 140万円 以上であるもの ロ 工事費が140万円未満で1世帯当りの負担額が 2万円 以上であるもの	工事費の 4 分の1 以内、 150 万円 を限度とする。
(3) 集会施設 解体 事業 集会施設の新築に伴い、既存建物を解体する事業	解体する既存建物の延べ面積に 9,100 円／㎡ を乗じて得た額の 2 分の1 以内、 50 万円 を限度とする。

備考

- 1 集会施設には、集会施設の付帯施設を含むものとする。
- 2 付帯施設とは、集会施設に付帯する駐車場、倉庫等とする。

◇ 交付までの流れ



◇ Q & A 《集会施設整備事業補助金》

これまでに、お寄せいただいたご質問等を参考に記載したものです。必要に応じてご覧くださるようお願いいたします。

*集会施設とは・・・公民館建物と、公民館の倉庫、駐車場等の付帯施設を合せたもの

*付帯施設とは・・・公民館建物と一体的に利用する駐車場、倉庫等

(実行組合や神社で使用する倉庫等は対象になりません。)

■交付申請について

Q	交付申請に必要な書類は何か？	A	交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書(写)、工事請負契約書等(写)、工事図面が必要です。
Q	交付申請書はいつ提出すればいいか？	A	4月以降、工事着工前にご提出ください。
Q	いつから着工できるか？	A	決定通知書を受領してから着工してください。事前着工は対象になりません。
Q	交付申請書の提出から決定通知書が届くまで、どのくらいかかるか？	A	申請書類を受理してから、1週間程度で決定通知書を送付します。

■工事の対象と補助金額について

新 築	Q	公民館・倉庫の新築に伴い、旧公民館・旧倉庫を解体する場合、補助金はいくらになるか？	A	①公民館・倉庫の新築分の補助金は、上限430万円です。 ②解体分の補助金は、旧公民館・旧倉庫の延べ面積×@9,100円/㎡×1/2(上限50万円)です。 補助金は、①+②の合計です。
	Q	公民館の新築のための土盛り工事は、補助金の対象になるか？	A	対象になります。
設計料	Q	設計料は、補助金の対象になるか？	A	対象になりません。
改 修	Q	公民館のトイレ改修工事は、補助金の対象になるか？ 工事に150万円かかる場合、補助金はいくらになるか？	A	対象になります。 事業費の1/4以内、150万円が限度です。 補助金は、1,500,000円×1/4=375,000円になります。
	Q	工事費が140万円未満でも、補助金の対象になるか？	A	1世帯あたりの負担額が2万円以上の場合は、対象になります。 例) 工事費50万円÷10世帯=5万円>2万円/世帯→対象になります。
付 帯 施 設	Q	公民館の倉庫のみの新築は、補助金の対象になるか？旧倉庫の解体は、対象になるか？	A	倉庫(付帯施設)のみを新築・解体する場合、補助金=工事費×1/4(上限150万円)になります。
	Q	倉庫のみの解体工事は、補助金の対象になるか？	A	公民館(倉庫)の新築が伴わない場合は、対象になりません。

■工事の対象と補助金額について

継続工事	Q	公民館(倉庫)の改修工事を2カ年に分けてする場合、補助金の対象になるか？	A	工事を2カ年に分けて行う場合、補助金は1年目か2年目のいずれかになります。(特に緊急な改修等の場合を除き、2年間続けて補助金を受けることはできません。) また、年度をまたがる工事は対象になりません。
耐震	Q	耐震診断は、補助金の対象になるか？	A	対象になりません。
急な工事	Q	要望調査は提出していないが、急遽、公民館の修繕が必要になった。補助金の対象になるか？	A	要望調書分が優先になります。 予算の関係もありますので、企画情報課まちづくり係までお問い合わせください。

■変更になった場合の手続きについて

Q	工事の時期が変更になるが、手続きは必要か？	A	書類の提出は必要ありませんが、変更後の工期をお知らせください。なお、年度をまたがる工事は対象になりません。
Q	追加工事をしたいが、手続きは必要か？	A	工事の内容を変更する場合は、事前にお問い合わせください。

■実績報告について

Q	実績報告に必要な書類は何か？	A	実績報告書、事業実績書、収支精算書、写真(完成前後)、領収書又は請求書の写しが必要です。
Q	領収書の添付は必要か？	A	実績報告時は、請求書(写)を添付していただいても構いません。補助金の受領後に領収書(写)をご提出ください。

■補助金の支払いについて

Q	補助金の支払いは、いつ頃か？	A	実績報告書を提出いただいた後に、完成検査を行い、検査後2～3週間程度でお支払いします。
Q	新築工事で、業者に部分払いをするが、補助金の前払いはできるか？	A	補助金の前払い、部分払いはしていません。

■その他

Q	業者の指定はあるか？	A	指定はありません。
Q	神社の修繕は、補助金の対象になるか？	A	対象になりません。

お問合せ	企画情報課 まちづくり係 (役場A棟3階)	TEL 42-0162/FAX 42-0893 E-mail:machizukuri@town.shonai.yamagata.jp
------	--------------------------	---